

助成回数のリセットについて

本事業による助成を受けた後（他の自治体での助成を含む）、出産（妊娠12週以降に死産に至った場合を含む）した場合、これまでに受けた助成回数をリセットすることができます。

【助成回数リセット後の助成上限回数について】

リセット後の助成上限回数は、リセット後に初めて助成を受ける治療を開始した日の妻の年齢で再決定します。

リセット後に初めて助成を受ける治療を開始した日の妻の年齢	助成上限回数
39歳まで	43歳になるまでに6回まで
40～42歳	43歳になるまでに3回まで

※1回の治療期間の初日における妻の年齢が43歳以上で開始した治療は全て対象外です。

【助成回数リセットの注意点】

リセットを希望する方のみが助成回数をリセットすることができます。必ずしもリセットする必要はありません。

助成回数をリセットすることで、残りの助成回数が減ってしまう場合がありますので、ご注意ください。

例	リセットしない場合	リセットする場合
妻が39歳の時に1回助成を受け、第1子を出産 その後、41歳になってから、第2子のための治療を開始	残り回数は5回	残り回数は3回

【助成回数リセットのための提出書類】

助成回数のリセットを希望する場合は、不妊に悩む方への特定治療支援事業申請書の「助成回数のリセット」欄「希望する」にチェックし、通常の申請書類とは別に下記書類を提出してください。

	提出書類
出産による回数リセット	戸籍謄本 (3か月以内に発行されたもの)
死産（妊娠12週以降）による回数リセット	死産届の写し等 (母子健康手帳の「出産の状態」のページ、死産証書・死胎検案書等でも可)